

平成 24 年 6 月 1 日
復興庁

福島復興再生基本方針（素案・調整中）について

1 福島復興再生基本方針について

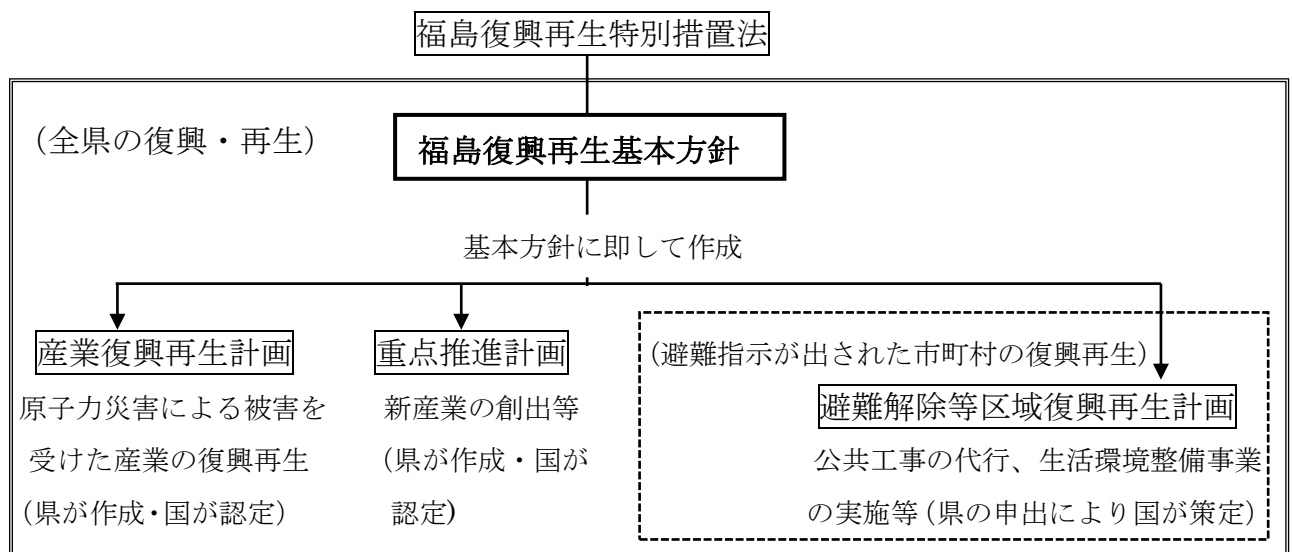
福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第 5 条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針である。

（今後のスケジュール）

- 6 月上旬 福島県、県内市町村ほかの意見を踏まえ、関係省庁と調整の上、基本方針案を作成
- 6 月中旬 基本方針案に対し、法に基づく意見聴取（福島県知事が県内市町村長の意見を聴き、内閣総理大臣が福島県知事の意見を聴く手続）を実施。
併せてパブリックコメントを実施。
- 6 月下旬 閣議決定（予定）

2 福島復興再生基本方針と各計画の関係

法に基づく各計画は、福島復興再生基本方針に即して定めることとされている。



3 福島復興再生基本方針（素案 調整中）の内容について

第 1 部 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標

第 1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

(1) 意義 ～福島の復興なくして、日本の再生なし～

- ・ 福島の復興・再生は、東日本大震災からの復興の一環にとどまらず、世界に誇れる活力ある日本の再生の不可欠な要素
- ・ 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任が改めて法律上確認され、明記されたことを真摯に受け止め、福島の住民に寄り添い、誇りと自信を持てるふるさとを取り戻すまで威信をかけて知恵と力を結集して総力で実行

(2) 目標 ～『新生ふくしまの創造』の実現を推進～

- ① 安全・安心な生活環境の実現
- ② 地域経済の再生
- ③ 地域社会の再生

※ 福島県の掲げる、福島県において原子力発電に依存しない社会づくりを目指すという基本理念を尊重

※ 国は、原子力発電所事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力で努める。

(3) 基本姿勢 ～国は、法の定める基本理念に則るとともに、以下の基本姿勢で臨む。～

- ① 福島県全域と避難解除等区域等という二つの観点からの取組の推進
- ② 原子力災害を受けた福島の特殊な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な取組
- ③ 原子力に依存しない福島の社会を目指すとの理念の尊重・先導的な取組の推進
- ④ 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の集積
- ⑤ 長期にわたる財源の確保と国、県、市町村が一体となった施策の実施

第 2 部 避難解除等区域等の復興及び再生

※ 第 2 部については、今後、基本方針の閣議決定までの間の避難者の帰還に向けた検討等の進捗に応じて記載内容を拡充する。

第 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- ・ 国は、この地域全体が、再び人々が安全で、安心して住むことができるようになるまで責任を持って対応
- ・ 横断的視点として、住民の意向反映、地域の自主性や創意工夫の活用、自然的条件や文化的条件への配慮、広域的・総合的対応、除染の確実な実施 等
- ・ 避難解除等区域復興再生計画（国策定）で復興・再生の道筋の具体像を明示
- ・ 原発の安全確保は帰還の前提となる最も重要な課題

(1) 産業の復興再生・課税の特例

- ・ 原子力関連産業に従事していた住民が働く場を失っている現状に鑑み、既存産業の再開支援による産業基盤回復と新たな雇用の受け皿の充実
 - ① 農林水産業（生産基盤整備、流通・消費、担い手育成等）
 - ② 商工業（金融支援、施設の復旧促進、新規投資や帰還の誘導等）
 - ③ 雇用（新たな雇用の創出、基金の活用、新たな仕事の職業訓練等）
- ・ 課税の特例（投資促進、雇用促進）

(2) 公共施設の整備

- ・ 被災施設の速やかな復旧、必要な施設の整備
 - ① 中通り・会津地方とのネットワークの強化
 - ② 東北中央道の早期整備、常磐道の建設再開、国道 6 号の機能回復
 - ③ J R 常磐線の早期復旧に向けた指導・技術的支援
 - ④ 小名浜港の機能強化、海岸防災林の再生 等
- ・ 復旧、復興のための公共工事等の国による代行

(3) 生活環境整備・居住の安定確保

- ・ 放射線からの安全・安心の確保、上下水道等、廃棄物処理、医療・福祉、教育・保育、防犯・治安等生活に不可欠な環境の整備、防災対策等
- ・ 国による公共施設、公益的施設の機能回復（清掃、修繕、職員募集、交通手段の運行等）
- ・ 避難者の公営住宅入居要件緩和、避難先等での住宅取得の低利融資等

(4) 将来的な住民帰還を目指す区域の復興・再生の取組

- ・ 居住の確保、行政サービス・情報の提供、避難先での就職・就農支援、就学機会の確保、教育施設、代替の障害者支援施設等の整備
- ・ 移転中の自治体、避難者の受入自治体に対する必要な措置
- ・ 産業の復興・再生、公共施設・生活環境の整備等の検討、住民意向調査の実施、町外コミュニティの円滑な議論等
- ・ 課題を速やかに整理し、結果を踏まえた法制上その他の措置

第 3 部 福島県全域への施策

第 3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 福島住民が、福島で安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる生活環境を実現・健康上の不安の解消

→放射線による健康上の安全確保・不安等が生じない万全の措置

(主な施策)

- ・ 甲状腺がん検診等の健康管理調査、検査機器の整備、農林水産物等の検査と情報提供、工業品の測定体制の強化
- ・ 迅速な除染、仮置場の確保、中間貯蔵施設等の誠実な協議
- ・ 環境の回復・創造、人体への影響等の研究拠点
- ・ リスクコミュニケーション、就学支援、スクールカウンセラー等派遣、医療提供体制の整備、保育の充実、遊び場の確保 等

第 4・第 5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項、産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

○ そもそも福島は国内有数の農林水産業・商工業の拠点、首都圏への電力供給基地

○ 一体的・総合的な施策による風評被害等の解消

→地域経済の活性化と雇用の安定・拡大

(主な施策)

- ・ 福島ブランド再生、地熱資源の開発、物流拠点の再構築等のための規制の特例
- ・ 復興特区法の特例（投資・雇用促進税制）
- ・ 農林水産業の復興・再生（除染・検査・基盤整備等）
- ・ 中小企業の復興・再生（流出防止、資金繰支援等）、職業指導等
- ・ 観光の振興等（ニューツーリズム、国際交流等）、その他風評被害対策

※ 産業復興再生計画（県が作成、国が認定）で工程を明示

第 6・第 7 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項・重点推進計画の認定に関する基本的な事項

○ そもそも福島は、再生可能エネルギーの可採量大。また、医療機器部品・製品の有数の生産県

○ 新たな産業の創出等

→未来志向の抜本的な復興・再生、福島を以下の分野のフロンティアに

(主な施策)

- ・ 中小機構の管理する工場用地の無償譲渡
- ・ 再生可能エネルギー研究開発の推進を通じた産業創造の取組、医療関係産業振興
- ・ 企業立地の促進のための基金、人材育成・確保、ソーシャルビジネス創出

＜福島研究開発・産業創造拠点構想（仮称）に基づく拠点整備＞

- ① 非食作物等によるバイオマス、浮体式洋上風力発電の研究開発等、
- ② 医療機器・ロボット等の開発実証、
- ③ 除染、放射性物質の動態・影響等環境回復・創造、廃炉技術等、
- ④ スマートコミュニティ 等

※ 重点推進計画（県が作成、国が認定）で工程を明示

第 8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

- 復興特区法に基づく施策との連携、法テラスによる原発被災者支援

第 9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

※ 被災者への東京電力による迅速、公平かつ適正な賠償を促進。救済の実情を踏まえ、必要な施策の追加・見直し等

（１）福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ① 避難者の生活安定のための措置
- ② 将来健康被害が生じた場合の措置
- ③ 再生可能エネルギーの開発等への財政措置、電源立地地域対策交付金を辞退した趣旨を踏まえた財政上の措置の検討
- ④ 復興交付金その他の財政上の措置の活用
- ⑤ 各種基金等に係る財政上の措置
- ⑥ 政府の縦割りの排除

（２）国、福島県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等

- ・ 政府における推進体制、施策のフォローアップ
- ・ 国・福島県・市町村の連携
- ・ 福島復興再生協議会

（３）福島県知事による本方針の変更の提案及び法の規定の見直し

- ・ 福島県知事による基本方針の変更提案
- ・ 課税の特例を含めた法見直し（必要な場合は、法施行後 3 年を待たずに迅速に見直し）